



### 我が国領海及び排他的経済水域での漁業取締り

(上図) 水産庁漁業取締船「白竜丸」(平成26年竣工)

(下図) 中国サンゴ船に対する取締り (左: 小笠原周辺海域、右: 沖縄周辺海域)

## CONTENTS

平成26年の外国漁船取締実績について.....	2
	資源管理部 管理課 指導監督室
第16回日韓漁業共同委員会の結果について.....	4
	資源管理部 国際課
第15回日中漁業共同委員会の結果について.....	6
	資源管理部 国際課
回遊魚.....	7
	資源管理部 国際課長 國井 聡
平成27年1月分のプレスリリース.....	8

# 平成 26 年の外国漁船取締実績について

資源管理部 管理課 指導監督室

水産庁による平成 26 年の外国漁船拿捕件数は 14 件（前年 19 件）となりました。また、我が国排他的経済水域（EEZ）で発見された外国漁船によるものと見られる密漁漁具の押収件数は 20 件（前年 21 件）となりました。

水産庁は、引き続き、違法操業が多発する海域・時期における重点的な取締りの実施及び海上保安庁との連携等を通じて、我が国の漁業秩序を脅かす外国漁船の違法操業防止に努めます。

## 1. 水産庁による外国漁船の拿捕

- (1) 水産庁による平成 26 年の外国漁船の年間拿捕件数は、平成 25 年より 5 件減少し 14 件（前年 19 件）となりました。
- (2) 違反国別に見ると、拿捕件数は韓国が 7 件（前年 9 件）、中国が 5 件（前年 6 件）、台湾が 2 件（前年 4 件）となりました（表 1 及び図 1 参照）。
- (3) 違反内容別に見ると、操業日誌不実記載（7 件）が最も多く、続いて無許可操業（6 件）、操業日誌不記載（5 件）、操業日誌の訂正方法（2 件）、魚倉凶面との不一致等（2 件）、GPS プロッター上の航跡記録不保持（2 件）等がありました（1 件の拿捕で複数違反があるため拿捕件数と一致しない）。
- (4) 韓国漁船は、操業日誌の不実記載が多く、操業日誌への不記載や操業日誌の訂正方法に誤りがありました。そのほか、操業水域外及び無許可での操業などの違反が見られました。また、漁業取締船の摘発を逃れるため、入出域通報をしなかったり、GPS プロッターに航跡記録が一部保存されていないなど、巧妙な違反操業が見られます。中国漁船は、無許可及び領海内での違反操業が多く、操業日誌の不実記載、不記載及び訂正方法等がありました。台湾漁船は、すべて無許可での操業による違反となっています。

表 1：水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移表

(単位：件)

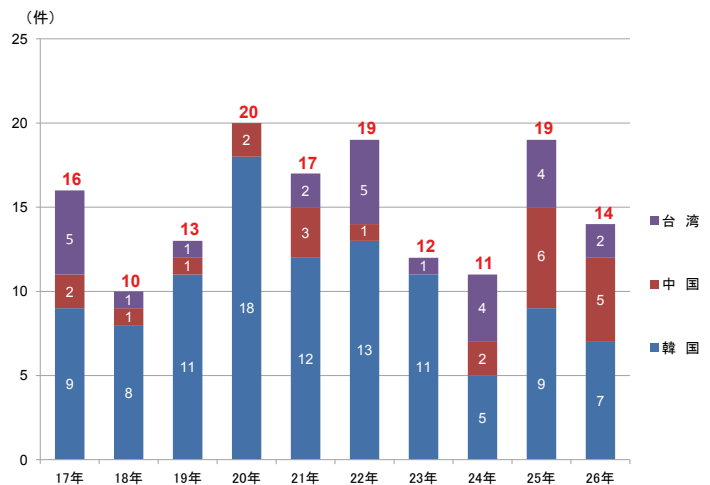
年	合計	韓国	中国	台湾
平成 26 年	14	7	5	2
平成 25 年	19	9	6	4
平成 24 年	11	5	2	4
平成 23 年	12	11	0	1
平成 22 年	19	13	1	5
平成 21 年	17	12	3	2
平成 20 年	20	18	2	0
平成 19 年	13	11	1	1
平成 18 年	10	8	1	1
平成 17 年	16	9	2	5

\* 拿捕とは、船舶（漁船）を押収し、又は船長その他乗組員を逮捕すること。



ロシアトロール船の検査に臨む漁業監督官(三陸沖海域)

図 1：水産庁による外国漁船拿捕件数の推移図



## 2. 水産庁による密漁漁具の押収

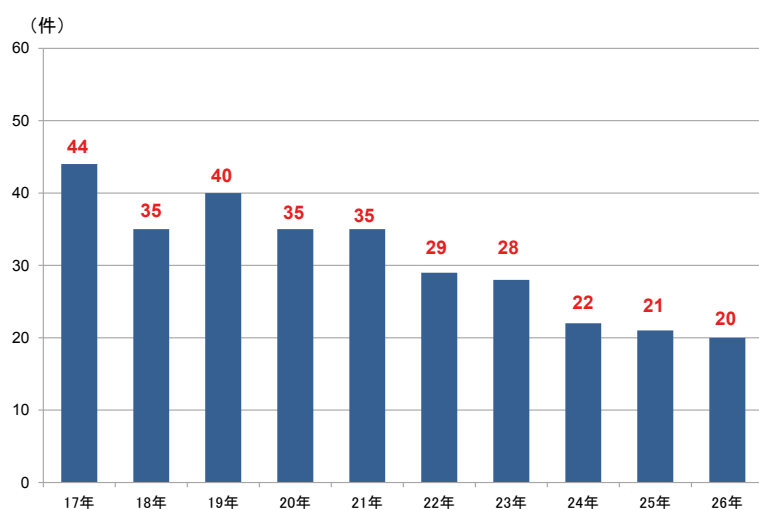
我が国 EEZ に違法に設置された外国漁船による密漁漁具押収事件は 20 件（前年 21 件）でした（表 2 及び図 2 参照）。

表 2：水産庁による外国漁船の密漁漁具の押収件数及び数量の推移表

年	件数	刺し網 (km)	はえ縄 (km)	かご漁具 (個)	漁獲物 (トン)
平成 26 年	20	22	0	1,486	9.8
平成 25 年	21	4	83	1,362	2.5
平成 24 年	22	30	35	1,081	12.0
平成 23 年	28	37	4	8,258	16.3
平成 22 年	29	38	8	2,615	12.5
平成 21 年	35	44	15	8,793	23.2
平成 20 年	35	57	12	6,909	16.7
平成 19 年	40	81	80	29,751	25.5
平成 18 年	35	50	54	7,569	13.4
平成 17 年	44	88	105	9,124	35.2

\* 押収海域は、九州、日本海中西部、小笠原、沖縄海域

図 2：水産庁による外国漁船の密漁漁具の押収件数及び数量の推移図



押収した密漁漁具の保管倉庫（山陰沖海域）

## 3. 水産庁としての外国漁船取締方針

(1) 従来からの日本海・東シナ海における韓国漁船等による越境操業、漁獲数量の過小報告などの問題のほか、新たな問題として、小笠原諸島周辺海域等における中国サンゴ船による違法操業等が挙げられます。

(2) 水産庁としては、我が国周辺海域の水産資源の適切な管理を齎す外国漁船の違法操業を根絶するため、外国漁船による違法操業の発生状況等を勘案し、特定の海域・時期に重点的に漁業取締船等を配置し対処するなど効率的かつ効果的に徹底した取締の実施を図っています。

(3) また、平成 26 年度補正予算において、小笠原諸島周辺海域における漁業取締体制を強化するための事業を措置したほか、平成 27 年度予算案において、新たに代船建造された最新鋭の漁業取締船（500 トン級）を用船するなど、漁業取締体制の維持強化に必要な経費を措置することとしており、海上保安庁との連携を更に強化していくなど外国漁船の取締体制のより一層の強化を図ります。



中国サンゴ船と漁業取締船搭載艇（沖縄周辺海域）

## 第16回日韓漁業共同委員会の結果について

資源管理部 国際課

### はじめに

本年1月9日、第16回日韓漁業共同委員会がソウル（大韓民国（韓国））で開催され（日本側政府代表：香川謙二水産庁次長、韓国側政府代表：鄭永勳（チョン・ヨンフン）海洋水産部水産政策室長）、日韓両国の排他的経済水域（EEZ）における相互入漁条件等について合意されました。その結果概要についてお知らせいたします。

### 日韓漁業協定の概要

日本及び韓国が1996年に国連海洋法条約を批准したことを契機として、沿岸国主義を前提とする協定の締結に向け協議を行った結果、1999年1月に現行の日韓漁業協定が発効しました。その内容は、毎年、日韓間の相互入漁条件及び協定第9条、いわゆる暫定水域の資源管理措置について協議し、両国政府への勧告を行うというものです。

相互入漁条件については、2002年に両国漁船の総漁獲割当量と操業許可隻数の等量・等隻の実現、2005年には従来の漁業種類別漁獲割当量に変えて魚種別・漁業種類別漁獲割当量の導入がなされています。

日韓漁業協定水域図



## 結果概要

協議の結果の概要は以下のとおりです。

### 1. 2015年漁期の相互入漁の操業条件等

#### (1) 総漁獲割当量及び総許可隻数

総漁獲割当量及び総許可隻数は、等量・等隻の原則に基づいて、2015年1月20日から2016年6月30日までの2015年漁期は、日韓それぞれ総漁獲割当量68,204トン（2013年漁期の割当量6万トンをベースに、漁期を17ヶ月強にしたことを踏まえ調整）、総許可隻数860隻（2013年漁期同）とされました。

また、漁獲割当量については、日本EEZにおいて、サンマ、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカ、カレイ類、マダイ、タチウオ、サワラの9種類について、韓国EEZにおいて、マアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカ、カレイ類、マダイ、マアナゴ、タチウオの8種類について、それぞれ相手国の漁船に対して漁獲割当量を設定することとされました。

※魚種別・漁業種類別漁獲割当量及び漁業種類別許可隻数は、本年1月12日プレスリリース『「第16回日韓漁業共同委員会第5回小委員会」及び「第16回日韓漁業共同委員会」の結果について』を参照。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/150112.html>

#### (2) 日本EEZにおける韓国漁船の操業条件等

日本EEZにおける韓国はえ縄漁船については、操業トラブル等が多いことを踏まえ、許可隻数を今後5年間（2019年末まで）で2割（40隻）削減することにしました。

#### (3) 韓国EEZにおける日本漁船の操業条件等

日本まき網漁船のうち新型のまき網漁船（いわゆる199トン型漁船）の韓国EEZへの入漁について、これまでは3ヶ統しか認められていませんでしたが、2019年漁期（2020年6月まで）までの間、入漁を申請する全ての漁船の操業を確保しました（なお、形式は試験操業ですが、操業条件は従来型漁船と同じ）。また、日本のまき網漁船の許可隻数を今後5年間（2019年末まで）で30隻（6ヶ統）削減することにしました。

#### (4) 漁業取締り等

日本EEZでの韓国漁船の管理・取締りについては、日韓漁業取締実務者協議等の場を通じて対策等を協議していますが、今回の共同委員会では、韓国漁船の日本EEZでの違法操業を防止する観点から、日本EEZにおける韓国漁船の違法操業の根絶のための対策を強化（韓国国内における罰則の強化や漁獲量の虚偽記載根絶のための具体的措置の検討・実行）するとともに、前年に引き続き、日本海の暫定水域の隠岐北方及び浜田沖へ漁業指導船各1隻を常時配置（10月から翌3月まで）すること、韓国漁業者が固定式漁具を敷設する場合には浮標に漁業者情報を記載する漁具実名制を徹底し、その実施状況を確認すること等が合意されました。

### 2. 日本海の暫定水域における資源管理等

日本海の暫定水域における海洋生物資源の管理については、協定では、共同委員会での協議と勧告等を通じて協力するとされていますが、韓国側は、協定の解釈が日本側とは異なっている等の理由から、協定上の義務である協議を一貫して否定しています。このような中、今回の共同委員会では、日本海の暫定水域のカニ資源の保護に資するため、韓国側が、この水域に出漁するかご漁船や刺し網漁船の減船を優先して実施することについて表明し、引き続き、その結果について日本側に情報提供することとされました。

また、今回の共同委員会では、暫定水域での漁場環境を改善するため、両国は、この水域における海底清掃事業を維持・拡大することが合意されました。

### 3. その他

日韓双方は、虎網漁船をはじめとする中国漁船の資源に及ぼす影響や操業秩序への懸念を共有し、中国政府に対して、これら中国漁船の管理強化を要求していくことにしました。

## 第15回日中漁業共同委員会の結果について

資源管理部 国際課

### はじめに

昨年12月18日、第15回日中漁業共同委員会が大連（中華人民共和国（中国））において開催され（日本側政府代表：香川謙二水産庁次長、下川眞樹太外務省アジア大洋州局審議官、中国側政府代表：趙興武（チョウ・コウブ）農業部漁業漁政管理局長、于 望（ウ・ルイ）外交部境界・海洋事務司三等書記官）、中国サンゴ船問題への対応や2014年漁期の相互入漁における操業条件等について合意されましたので、その結果概要についてお知らせいたします。

### 日中漁業協定の概要

日本及び中国が1996年に国連海洋法条約を批准したことを契機として、沿岸国主義を前提とする協定の締結に向け協議を行った結果、2000年6月に現行の日中漁業協定が発効しました。その内容は、毎年、日中間の相互入漁の操業条件及び暫定措置水域の資源管理等について協議し、両国政府への勧告を行うというものです。

相互入漁による漁獲割当量は、毎年削減しており、2002年から日中等量となるとともに、許可隻数についても、2007年から等隻となりました。

暫定措置水域の資源管理措置については、2001年12月の第3回日中漁業共同委員会において合意されて以降、毎年見直しを行い、これに基づき日中双方で暫定措置水域において操業する漁船の隻数や、漁獲量の上限の努力目標値を決め、資源管理措置を実施することとなっています。

### 結果概要

協議の結果の概要は以下のとおりです。

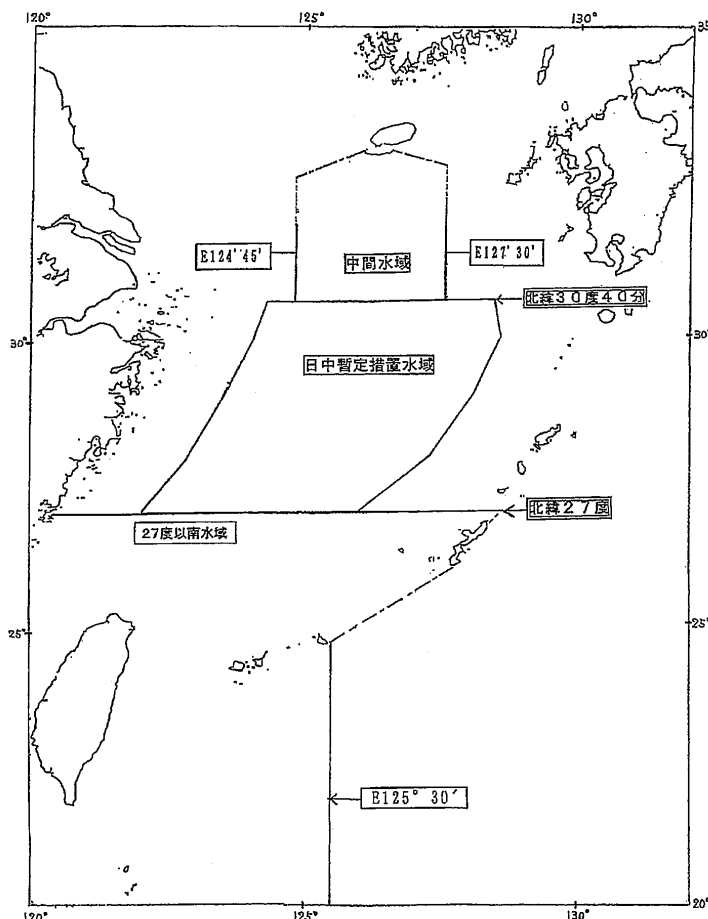
#### 1. 中国サンゴ船問題

中国サンゴ船の不法採捕を根絶するため、両国が、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置を強化することとし、中国国内において、密漁者や密漁に関与している者の調査・処分強化などの措置を総合的に講じることや、両国関係部局間の連絡体制（ホットライン）の構築、密漁サンゴの流通ルートの解明など、両国で連携・協力して取り組むことで合意しました。

#### 2. 日本の排他的経済水域における中国漁船の操業条件（2014年漁期）

底びき網は隻数245隻（前年比18隻減）、漁獲割当量5,300トン（前年比373トン減）となり、さら

日中漁業協定水域図



に2015年1月1日から2月20日まで禁漁となりました。また、いか釣りは前年同（漁労船隻数55隻、運搬船隻数3隻、漁獲割当量4,141トン）となりました。

### 3. 中国の排他的経済水域における日本漁船の操業条件（2014年漁期）

まき網は隻数97隻（前年比6隻減）、漁獲割当量8,183トン（前年比323トン減）と、底びき網は隻数23隻（前年比1隻減）、漁獲割当量594トン（前年比23トン減）と、また、延縄、曳き縄、釣りは隻数183隻（前年比11隻減）、漁獲割当量664トン（前年比27トン減）となりました。

### 4. 暫定措置水域の資源管理措置（2014年漁期）

暫定措置水域において操業する中国漁船の隻数を17,989隻以内（前年比100隻減）、日本漁船の隻数は800隻以内（前年同）とし、漁獲量の上限努力目標値は中国漁船1,685,277トン（前年比9,368トン減）、日本漁船109,250トン（前年同）となりました。また、無許可漁船の根絶に向けた措置（現場海域での取締り等）を強化することで合意しました。

### 5. 虎網漁船等の管理強化

虎網漁船をはじめとする新興まき網漁船の管理強化（操業ルール（日中間漁業安全操業議定書）の遵守指導の強化、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具化の検討等）について合意しました。

### 6. 中間水域の資源管理措置

資源管理措置に必要な資料を両国が相互に報告するため、引き続き関連する準備（漁獲量に関するサンプル調査を含む。）と交流を行うとともに、漁船の隻数に対する必要な制限等による資源管理措置について、検討・協議を継続することとしました。

## 回遊魚

## 四度目の来遊

昨年7月に着任してから早いものでもう半年以上が経ちました。小生にとって今回が四度目の水産庁勤務、随分と御縁があるものです。せっかくの機会ですので、水産庁での小生の業務経験を御紹介したいと思います。

一度目の勤務は平成5年4月から6年10月まで、旧研究部漁場保全課です。企画法令係長として総括的業務に従事するほか、水俣病国家賠償訴訟を担当しました。水俣病の発生に当たり、漁業法令に基づき被害の防止に努める責任を怠ったとして不作為の行政責任を問われたものでしたが、在任中二度の地裁判決があり、いずれも国の責任は否定されたのですが京都地裁判決は微妙な内容で解釈に苦しんだことを覚えています。また、当時の課は「ジュロッパーク」と噂されるなど個性豊かな班長さんが多く、結構大変でした（笑）。

二度目の勤務は平成11年1月から12年3月まで、現在と同じ国際課です（当時は漁政部）。総括補佐で、当時の中心的業務は日ロ漁業交渉でした。計三度の交渉を経験しましたが、特に11年12月モスクワでの地先沖合交渉はロシアが海洋法条約を批准して最初の交渉で、条約を根拠に厳しい操業条件等を突きつけられ難航しました。延長交渉となるなど大変な交渉でしたが、帰国後業界代表の方に「立派な交渉でした」と言われた時の嬉しさは今でも覚えています。また、みなみまぐる訴訟も大きな問題でした。日本の調査漁獲を豪州・NZが国際海洋法裁判所に提訴したため真夏に休日出勤して対応しましたが、最終的に日本の主張が認められ、報われました。

三度目の勤務は平成18年4月から19年5月まで、漁業保険管理官付調査官として漁業共済を活用した新しい漁業経営安定対策の検討作業を担当しました。当初は作業が難航しましたが、当時の長谷管理官を中心に検討チームが一致団結して乗り切り、水産基本計画改定の目玉施策の一つとして結実しました。現在の「積立ぶらす」の原型ですが、その後の制度の変遷を経て現在も漁業者の役に立っていることは喜ばしい限りです。

四度目の勤務である今回は、捕鯨関係業務が中心的業務となっているなど前回勤務時と状況も大きく変わっていますが、これまでの御縁に感謝しつつ業務に邁進していきたいと思っておりますので、今後とも皆様方の御指導・御鞭撻をいただければ幸いです。



資源管理部 国際課長  
くにい さとし  
國井 聡

発表年月日	発表事項名	担当課
H27.1.6	「平成 26 年度南極海鯨類調査」の実施について	国際課
H27.1.7	「第 16 回日韓漁業共同委員会第 5 回小委員会」及び「第 16 回日韓漁業共同委員会」の開催について	国際課
H27.1.9	韓国の日本産食品輸入規制に関する「専門家委員会」による第 2 次現地調査について	加工流通課
H27.1.9	「漁業地域の津波防災シンポジウム」の開催について	防災漁村課
H27.1.12	「第 16 回日韓漁業共同委員会第 5 回小委員会」及び「第 16 回日韓漁業共同委員会」の結果について	国際課
H27.1.16	「第 2 回海岸保全施設の適切な修繕等のあり方検討委員会」の開催及び一般傍聴について	防災漁村課
H27.1.20	「おさかな進歩 2015 ～ 1 歩すすめるシンポジウム～」の開催及び一般傍聴について	企画課
H27.1.28	「平成 26 年度二枚貝資源緊急増殖対策委託事業検討会」の開催について	栽培養殖課
H27.1.30	平成 26 年の外国漁船取締実績について	管理課
H27.1.30	「養殖魚需給検討会」の開催及び一般傍聴について	栽培養殖課
H27.1.30	「ウナギ資源の保存及び管理に関する法的枠組みの設立の可能性についての検討のための非公式協議」の開催について	漁場資源課

## 編集後記 窓辺のカーテン

日本のプロ野球チームが一斉にチャンピオンしました。ドラフト入団した新人や移籍選手が期待どおり活躍できるかなど、ひいきのチームの躍進を（都合良く）信じて、外野席はすでにペナントレースが始まったかのような雰囲気です。

選手の皆さんには、野球ができる幸せを胸に、全国の多くの方々に元気を与えてくれるようなプレーを見せて欲しいですね。

「漁政の窓」では、皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

水産庁施策情報誌 **漁政の窓**

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>